

# 工事保証書

平成24年12月26日

陽向House 様

〒315-0133  
茨城県石岡市半田1034-1

工事名称：陽向House改装工事

建築工房 陽向

ご住所：茨城県石岡市

TEL0299-42-3531  
FAX0299-51-5028  
代表 大久保陽平

お電話番号：

H24年2月2日にお引渡しさせていただきました表記工事の施工箇所につきましては、別表に示す工事保証書規程に基づいて保証し、必要に応じて補修・修理します。

## 保証免責事項

1. 火災、爆発等の予期しない外来事故、洪水、地震、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象、及び周辺環境、公害に起因の場合
2. 住宅の所有者又は使用者の取扱い方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常と著しく異なる使用法が起因の場合
3. 住宅の性質による結露又は瑕疵によらない住宅の自然消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、その他の類似の事由による場合
4. 使用材質の自然特性、あるいは経年変化にともなう現象で機能上支障がない場合
5. 入居者又は第三者の故意又は過失によるもの、及び重量物の使用による変形、破損の場合
6. 構造仕様、及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因する場合
7. 本体工事の施工部分以外の既存建物からの影響による場合（増改築・改修工事のみ適用）
8. 引渡後、屋根にベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付を行い、これに起因する場合
9. 注文者の支給材、及び機器類又はこれに起因する場合
10. 請負者が不適當であると指摘したにもかかわらず、注文者が採用させた材料、部品、設備、器具、施工方法に起因する場合
11. 仕上のキズで引渡時に申し出がなかった場合
12. 契約時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故による場合
13. 保証期間を既に経過、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかった場合
14. 上記のほか、別表「工事保証規程」の“適用の除外”欄に掲げるものに該当する場合
15. 当社発行の保証書をお持ちでない場合